

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 OLDROOKIE
主たる事務所の所在地	〒479-0853 愛知県常滑市本郷町3丁目5番地の2
代表者(職名・氏名)	代表取締役 松元 拓也
設立年月日	平成30年5月1日
電話番号	090-9948-4253

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ぶらうんらっと	
所在地	〒458-0828 愛知県名古屋市緑区平子が丘2202-2 ヴィーヴル平子が丘203	
電話番号・FAX番号	052-613-9778	052-613-9779
指定年月日・事業所番号	令和6年7月1日指定	2361490739
管理者名	川上 祐香	
サービス提供地域	名古屋市緑区、南区、天白区、豊明市、愛知郡東郷町	

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。(兼務含む)	常勤 2.5名以上
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	1名
作業療法士		0名
言語聴覚士		1名

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。	8時30分～17時30分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

5. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、理学療法士等(以下「訪問看護職員」)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。主治医の指示書に基づき、利用者・ご家族のご希望を伺いながらアセスメントし、看護計画を立て、訪問看護職員が継続的にご自宅にお伺いし、在宅療養の援助を行います。

- (1) 病気や障害の状態やバイタルサインのチェック、異常の早期発見
- (2) 療養生活・日常生活のケア、指導
- (3) 内服管理、指導
- (4) 医師の指示による医療処置
- (5) 医療機器の管理(在宅酸素、人工呼吸器など)
- (6) 在宅リハビリテーション看護(訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問)
- (7) 褥瘡予防、処置
- (8) ターミナルケア
- (9) 介護予防・相談・指導 など

6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (3) 指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、月1回以上の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険、及び医療保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 障害者医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、福祉医療費助成、自立支援医療の受給者証等をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。
保険証・医療証・受給者証等を毎月確認させていただきます。これらの内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- (5) 医療保険対象外の実費は全額自己負担となります。
- (6) 利用料が3か月未払い時には、主治医に報告のうえ、一時的にサービスを停止させていただきます。
- (7) 利用者負担金は、サービス提供月の翌月末日にご指定の金融機関の口座から引落となります。
現金にてお支払いを希望される場合は、予め申し出をしてください。
- (8) 利用料は医療費控除の対象となります。

10. キャンセル

サービスの利用を中止・キャンセルする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先: 訪問看護ステーション ぶらうんらっと 電話: 052-613-9778

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料金：5,000円

11. 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	052-613-9778	FAX番号	052-613-9779
担当者	管理者 川上 祐香		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず管理者に引き継ぎをします。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課指導係	電話番号：052-959-3087
	愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号：052-971-4165

13. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- ⑤ 上記状況により、事業者の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合は、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

【確認事項】

- 説明者()より訪問看護契約書・重要事項説明書について説明を受け、訪問看護の利用申込みを行います。
- サービス利用料及び利用者負担について、別紙を用いて説明を受けました。
- 訪問看護サービスに係る加算同意書(介護・医療)を用いて説明を受け、チェックを行った加算について同意します。

私は、事業者より重要説明事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が訪問看護契約書の一部となることについても同意します。

同意日： 年 月 日

【利用者】

住所 〒 -

ふりがな
氏名 _____ 印 _____

連絡先電話番号: _____

【家族・代理人(又は法定代理人)】

住所 〒 -

ふりがな
氏名 _____ 印 _____ 本人との続柄()

連絡先電話番号: _____

代筆理由: 自署困難なため ・ 小児のため ・ その他()

【緊急連絡先】

① ① 氏名 _____ 続柄() 電話番号: _____

② ② 氏名 _____ 続柄() 電話番号: _____

【事業者】

住所 〒 479-0853

愛知県常滑市本郷町3丁目5番地の2

業者(法人名) 株式会社 OLDROOKIE

代表者職・氏名 代表取締役 松元 拓也 印

【事業所】

住所 〒 458-0828

愛知県名古屋市長区平子が丘 2202-2 ヴィーヴル平子が丘 203

事業所番号 2361490739

事業所名 訪問看護ステーション ぶらうんらっと

代表者職・氏名 管理者 川上 祐香